

令和8年4月1日～

学校いじめ防止 基本方針



富士市立岩松中学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

—いじめの定義（文部科学省）—

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」です。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。また、「嫌がらせや無視、陰口等」であっても「被害が発生している」場合があります。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。（平成二十五年法律第七十一号いじめ防止対策推進法）

(2) 基本的認識

昨今、いじめにより生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しており、遺憾なことであります。生徒が自ら命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、大変深刻なことと受け止めています。「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に関わる者すべてが改めて認識し、いじめの早期発見・早期対応に努めることが求められています。特に、いじめられている生徒を徹底して守るとともに、いじめている生徒や周りの生徒に対し「いじめは絶対に許されない」という観点からの指導を行うことが必要です。文部科学省から「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月）や生徒指導提要（令和4年12月改定）が出され、富士市においても、各学校において「いじめ対策に向けた様々な取組」が実践されています。本校においても、いじめに苦しむ子どもをなくすために、さらに取組を強化していきます。

2 学校における組織的な対応について

現在各学校は、いじめ問題をはじめ多様な課題への対応が求められています。これまでは経験豊かな学級担任や専門的な知識をもった担当者が一人で対応できたものもありましたが、今はそれが難しい時代となってきています。だからこそ、学校として組織的に対応していく必要があります。

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組むことが重要です。そのためには、各校の「学校いじめ対策組織」を活用し、学校全体で対応していくことが大切です。

①学校いじめ対策組織の設置について

○いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられています。

○学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようになります。また複数の目による状況の見立てが可能となり、より適切な対処ができるようになります。

○構成員（状況に応じて、構成員全員がそろわなくても開催します）

<通常時>

校長、教頭、生徒指導担当を中心に、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等

<緊急時>

必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員（学校運営協議会委員）、PTA代表等の第三者的立場の方 等

○会議は年間計画に基づいて定期的開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。

○以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開きます。

- ・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき
- ・生徒又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき

○いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応します。

②年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組むことが大切です。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けます。

○年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組

学校いじめ対策組織会議：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。

職員会議：年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。

教育相談：年間3回実施します。授業内に相談時間を設定します。

いじめアンケート：年間3回実施します。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。アンケートの形式は、記名式と無記名式の生徒が記入しやすい方法を検討

します。実施したアンケートは卒業後3年間保存します。

校内研修：SSW、SC等、専門家を入れた研修を実施します。

子育て講演会：SC等による講演（子どもへの接し方等）を実施します。

i-check：中学1年生を対象に実施します。

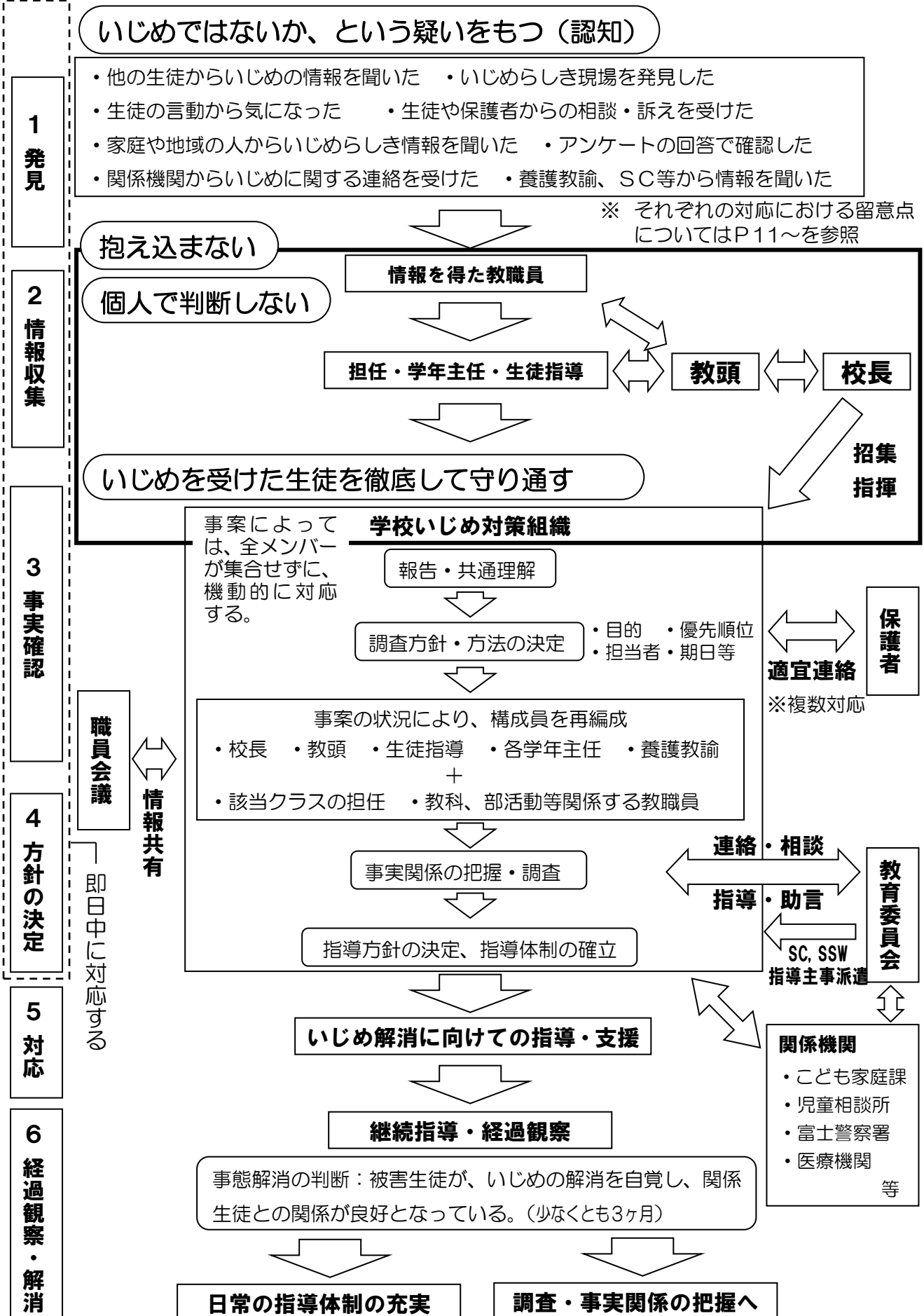
(2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有します。

○いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。

○いじめを訴えた生徒や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証することは必要です。そのことが再発防止につながるとともに、新たな事実が明らかになる可能性があります。

組織的対応



(3) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告することが義務付けられています。

①いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

また、被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。

②重大事態の取扱いについて

○重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

③重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年 3 月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた生徒及び保護者への説明・報告



調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

(4) 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応します。

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告します。

○以下のような事案は、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。

ア 重大事態

イ 暴力を伴うなど被害が大きないじめ

ウ 被害生徒にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告します。

○教育委員会は、学校から情報収集するとともに、学校の取組に対して指導・助言を行います。必要に応じて、指導主事、SSW、SC等を各学校に派遣します。

○教育委員会は必要に応じて、こども家庭課や富士児童相談所、富士警察署、医療機関との連絡・調整を行います。複雑な事案等については、指導主事等が学校に出向いて、直接指導・助言を行うことがあります。

○教育委員会は学校を通じて、生徒や保護者に、いじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット等を配布するなどして周知していきます。

○以下のような事案は、警察への相談・連携を検討します。

ア ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し殴ったり、蹴ったりする。(暴行)

イ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。(強要)

ウ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。(恐喝)

エ 靴や体操服、教科書等の所持品、財布から現金を盗む。(窃盗)

オ スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。(児童ポルノ)

(5) 指導記録等の保管について

学校におけるいじめ対応の記録やアンケート調査の用紙は、いじめの早期発見・早期対応だけでなく、調査を行う際の大切な資料となります。被害生徒が卒業後にいじめの申立てを行う場合もあるため、以下の通り保管します。

卒業後3年間保存

- ・いじめアンケート（生徒が書いた原本）
- ・生活アンケートやストレスチェック等
- ・いじめに係る調査記録や指導記録等、教育相談に関するもの

5年間保存

- ・重大事態に関する記録(時系列でまとめたものを含め全て)

※廃棄する場合は、教育委員会の許可を得る

3 未然防止

いじめ問題については、いじめが起らない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要です。そのためには、生徒の居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、生徒がいじめに向かわない態度や能力を育てていく必要があります。

(1) 未然防止に向けた取組

①自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

○生徒が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、

学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行います。

○学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。

○意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。

②生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

次のような取組を年間計画の中に位置付けます。

○生徒自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（生徒会が主体となった取組）

○生徒会が中心となって、「スマホ・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組

○異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組

③生徒の居場所づくり

○年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにします。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）

○年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝えることが大切です。また、クラスのルールを、生徒が納得した上でつくっていきます。

○授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行います。

○「i-check」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていきます。

○「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育みます。

○道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育みます。

○人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを学習します。

○特に配慮が必要な生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行います。周囲の生徒に対する必要な指導を行います。

○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくりに取り組みます。

○学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、生徒の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

④生徒を見守る教職員集団づくり

○温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠です。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したりと、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。

○生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、

SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っています。

(2) 保護者や地域への働きかけ

- PTA理事会やPTA総会、学校評議員会（学校運営協議会）、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。
- いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行います。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、生徒が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていきます。

4 早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が生徒のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要です。生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている
 - ・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
 - ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。
 - いじめられている本人からの訴えは少ない
 - いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。
 - ネット上のいじめは最も見えにくい
 - ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。
- 以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する必要があります。

(2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用します。

①日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心掛けます。

②個人ノートや生活ノート、班ノート

- 個人ノートや生活ノート、班ノートでのコメントのやりとりを通して、担任と生徒の信頼関係をつくっていきます。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心掛けます。

③教育相談

- 生徒を対象にした教育相談を年2回以上実施します。
- 教育相談を行う際、相談カードに「担任の先生以外に相談したい先生」などの記入欄を設け、担任以外の先生との教育相談を設定します。

④アンケート

- いじめに関するアンケートを計画的に年3回実施します。
- いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行います。
- 行事等の前に、学級の課題や雰囲気を知るアンケートを無記名式で実施し、生徒の本音を聞いてみることも一つの方法です。結果を生徒に伝える場合は、単に結果のみを伝えるのではなく、先生の思いや心配していることをしっかりと伝えます。

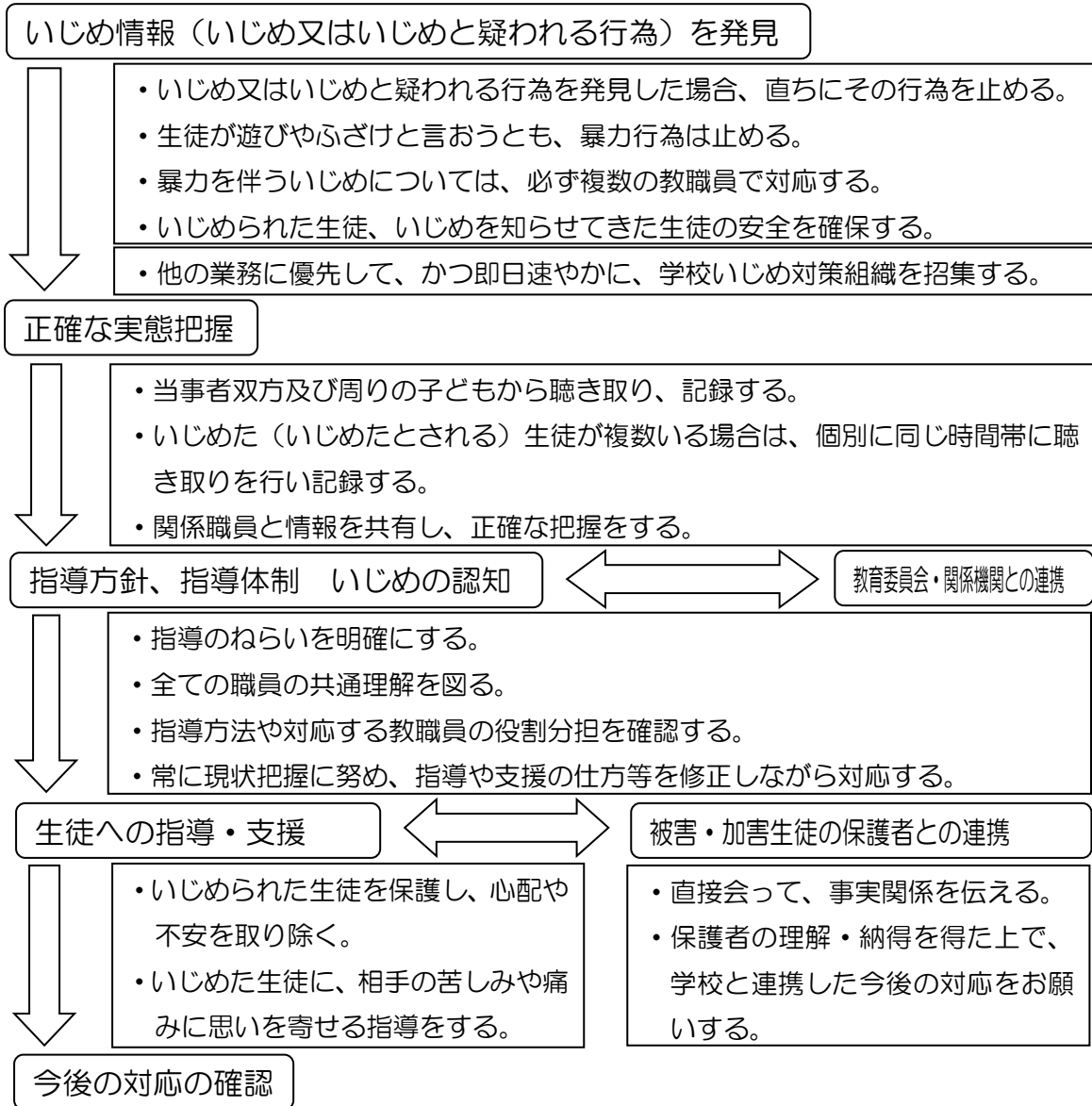
(3) 相談しやすい環境づくり

- 日常生活の中で教職員が声かけを行うなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくれます。
- 学校だよりや各月の行事予定表に SC の訪問日を記載するなど、SC の存在を生徒や保護者に積極的に周知します。
- 廊下にいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレットを置くなど、生徒が気軽に相談窓口を知ることができるようにします。
- 生徒用端末に、市の相談窓口へのリンクを表示します。

5 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行います。

(1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ



(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている生徒・いじめの情報を伝えた生徒の安全確保

○いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行います。

○状況に応じて、いじめられている生徒やいじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

○いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめてい

る生徒から聴き取るとともに周囲の生徒など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。

○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報（5W1H）

◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉

◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉

◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉

◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉

◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉

◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒と保護者への支援

〈生徒への支援〉

ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。

イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。

ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活を送れるよう、今不安に思っていること（いじめた生徒との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。

エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。

オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。

※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

〈保護者への支援〉

ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。

イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。

ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。

エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。

オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。

カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

②いじめた生徒への指導・支援とその保護者への対応

〈生徒への指導・支援〉

ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。

- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。
- ウ 生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していくことも必要です。

<保護者への対応>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。(いじめた生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている生徒の気持ちや立場を考えさせます。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

6 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行います。

(1) ネット上のいじめ

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要です。

①学校での情報モラル指導

○学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置付け、その充実を図ります。

○スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催します。

○生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていきます。

※年度末に、一年の取組を報告書として、教育委員会に提出します。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

<未然防止の視点から>

○「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。

○子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

○インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起きているということ。

○子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

<早期発見の観点から>

○家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、ちゅうちょなく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた生徒及び保護者にしっかりと伝えます。

①事実を把握する

ア 被害にあった生徒や関係している生徒から詳細を聴き取り、事実を確認します。

イ 生徒が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認します。

ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をします。

エ 被害にあった生徒と書き込み等を行った生徒の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

②書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った生徒が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をします。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。